会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条第六号及び第二百三十八条第五号中「第六十八条の二第六項」を「第六十八条の二第七項」に改める。

第二百三十九条中「第六十八条の二第七項」を「第六十八条の二第八項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅組合における次に掲げる事項

イ　法第六十八条第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第六十八条第五項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続の経過

三　吸収合併存続組合における次に掲げる事項

イ　法第六十八条の二第六項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第六十八条の二第七項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続の経過

第二百四十一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号中「第六十八条の三第四項」を「第六十八条の三第五項」に改め同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第六十八条の三第四項の規定による請求に係る手続の経過

第二百四十二条第一項第九号中「第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項」を「第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項」に改める。

第二百五十六条第十二号中「第六十八条の二第九項」を「第六十八条の二第十項」に改める。

第二条　会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成十二年労働省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改める。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○厚生労働省令第十五号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）の一部の施行に伴い、並びに生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十八条及び第五十五条の六の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の六の次に次の一条を加える。

（法第五十五条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第十八条の七　法第五十五条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第五十五条の六第一項の被保護者就労支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であつて、社会福祉法人又は一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他保護の実施機関が適当と認めるものとする。

様式第一号（第四条関係）を次のように改める。

様式第一号（第四条関係）

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

（報告、調査及び検診）

第二十八条　保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2～4　（略）

5　保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（裏）

注　意

一　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

二　この証票は、職名の異動を生じ、又は不明になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（様式の経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第十六号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、生活困窮者自立支援法施行規則を次のように定める。

平成二十七年二月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

生活困窮者自立支援法施行規則

（法第二条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項）

第一条　生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第二条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、生活困窮者の生活に対する意向、当該生活困窮者の生活全般の解決すべき課題、提供される生活困窮者に対する支援の目標及びその達成時期、生活困窮者に対する支援の種類及び内容並びに支援を提供する上での留意事項とする。

（法第二条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助）

第二条　法第二条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による生活困窮者に係る状況把握、同号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるために必要な援助とする。